

大分県労働委員会規則第 11 条及び第 12 条の規定により、大分県労働委員会が実施した令和 6 年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

大分県労働委員会
会長 深田 茂人

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和6年(調)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員 2 名の再雇用を認めること ・組合員 1 名の雇止めを撤回すること 	6. 1. 26	2回	—	42 日	6.3.7	打切り	
令和6年(調)第2号	あっせん	(変更前) ・団体交渉の開催 (変更後) ・組合員の令和 5 年冬の賞与及び令和 6 年夏の賞与をそれぞれ 1 か月分支給すること ・組合員の懲戒処分を見直すこと ・団体交渉のルールを整備すること	6. 3. 6	3回	1回	156 日	6.8.8	打切り	
令和6年(調)第3号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員を休職前の業務に配置し、復職させること 	6. 4. 5	3回	4回	202 日	6. 10. 23	解決	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	あっせん事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和6年(個)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・退職の撤回 	6. 4. 25	2回	1回	55 日	6.6.18	解決	

※処理日数は、申請年月日（当日含む）から終結年月日（当日含む）までの日数をいう。